

県立高等学校再編振興計画の策定について

平成 24 年度までの取組状況

- **県立高等学校再編計画（平成 15 年 11 月策定）**
 県立高校の教育内容等の質的向上を図り、子どもたちにより良い教育環境を提供するために、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間を実施期間として「特色ある学校づくり」と「県立高校の適正な規模と配置」に取り組んできた。
 - ・大柘高校、仁淀高校の統合等を実施
- **県立高等学校再編振興に関する報告（平成 25 年 2 月）**
 生徒数の大幅な減少を見据えながら県立高校の在り方を示す新たな計画策定が必要として、平成 23 年に県内の有識者や学校関係者からなる「県立高等学校再編振興検討委員会」を設置した。

 検討委員会において、今後の県立高校の再編振興の方向性や高校教育の質を保証する学校規模等について検討を行い、(H23.9～H25.2 検討委員会 12 回、作業部会 7 回開催)「県立高等学校再編振興に関する報告」として取りまとめられた。

平成 25 年度までの取組状況（平成 26 年度一部含む）

- **県立高等学校再編振興計画（案）の策定に向けた教育委員会事務局での検討（H25.2～11）**
 「県立高等学校再編振興検討委員会」からの報告を踏まえ、教育委員会事務局において県教育委員の意見も聞き、南海トラフ地震への対策等も考慮しながら、事務局の考え方を整理してきた。
- **教育委員協議会における事務局案の協議**
 県立高等学校再編振興計画に関する事務局案を、教育委員協議会に提出し、計画策定に向けた方向性等についての協議を公開の場で行っている。
 - ＜教育委員協議会の開催＞（計 8 回）
 - ・(H25.12.5、12.18、12.26)
 「県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方（案）」について協議
 - ・(H26.1.27、1.31)
 「県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方（案）」、「前期実施計画（案）の策定に向けたたたき台」等について協議
 - ・(H26.2.12、2.18、3.8)
 「前期実施計画（案）の策定に向けたたたき台」等について協議
- **学校関係者等への事務局案の説明**
 教育委員協議会に提出した事務局案について、要請のあった高知南中学校・高校、須崎工業高校、須崎高校、高知西高校の保護者会等への説明を実施
 - ・(H26.1.28、1.30、2.15) 高知南中学校・高校の保護者等を対象
 - ・(H26.2.3、3.18) 須崎工業高校の保護者等を対象
 - ・(H26.2.5、2.10) 須崎高校の保護者等を対象
 - ・(H26.3.28、4.28) 高知西高校の保護者等を対象

平成 26 年度までの取組状況

- **教育委員協議会におけるたたき台の協議**
 進め方を協議後、たたき台に対する各団体のご意見をお伺いしながら協議。
 - 第 1 回 H26.4.25 「県立高等学校再編振興計画」策定に向けた今後の進め方（案）を協議
 - 第 2 回 H26.5.17 高知南中学校・高校の保護者、校友会、進取会、国際教育振興会の各代表
 - 第 3 回 H26.5.31 高知西高校の保護者、校友会、国際交流推進会の各代表
 - 第 4 回 H26.6.3 須崎工業高校・須崎高校の保護者、同窓会の各代表
 - 第 5 回 H26.6.16 高知県小中学校長会、高知県小中学校 P T A 連合会、高知県高等学校 P T A 連合会の各代表
 - 第 6 回 H26.6.17 高知南中学校・高校の保護者、校友会、進取会、国際教育振興会の各代表
 - 第 7 回 H26.7.8 須崎工業高校・須崎高校の保護者、同窓会の各代表
 - 第 8 回 H26.7.16 高知県市町村教育委員会連合会会長、高知県高等学校長協会会長
 - 第 9 回 H26.7.22 高知南中学校・高校の保護者、校友会、進取会、国際教育振興会の各代表（予定）
 - 第 10 回 H26.7.24 高知西高校の保護者、校友会、国際交流推進会の各代表（予定）
- **その他**
 H26.7.18 須崎市、中土佐町、津野町の小中学生の保護者を対象とする須崎高校と須崎工業高校の統合案説明会を開催（予定）

今後のスケジュール等

- **県立高等学校再編振興計画（案）の策定**
 たたき台に対する県議会や学校関係者等のご意見も踏まえながら、さらに教育委員協議会において丁寧な協議を進め、教育委員会としての「県立高等学校再編振興計画（案）」を取りまとめていく。

（参考）

「県立高等学校再編振興計画」は、今後 10 年間の県立高等学校の在り方と方向性を示した「基本的な考え方」と、基本的な考え方に基づいて県立高等学校の再編振興を実現するための具体的な「実施計画」で構成する。

「実施計画」は、平成 35 年度までの 10 年間を、前期と後期の 2 期（前期：平成 26 年度～平成 30 年度、後期：平成 31 年度～平成 35 年度）に分けて策定する。今回の「実施計画」は「前期実施計画」とし、後期実施計画は、前期実施計画の実施期間中の適切な時期に策定する。